

第7章 バリアフリー化の推進に向けて

この基本構想に基づき各施設の管理者がそれぞれ特定事業計画を作成し、バリアフリー化を実施していくこととなります。実施にあたっては、市民、障害者団体等、施設管理者、関係行政機関が綿密に連携しながら取り組んでいくものとします。

また、重点整備地区以外の道路や施設についても、基本構想の理念に基づいてバリアフリー化を検討していきます。

(1) 市民の役割

基本構想の実現に向けては、バリアフリー化に対する市民の理解と協力が不可欠です。市民は高齢者、障害者等の円滑な移動のための取り組みに積極的に協力する必要があります。

(2) 各事業者の役割

基本構想に基づきバリアフリー化を実施していきます。施設管理者の責務として、職員の意識の向上に努める必要があります。

(3) 行政の役割

バリアフリー化の障害となる様々な問題解決には市民の協力が必要です。この為、市広報紙やホームページを活用して市民向けの継続的な啓発活動を実施していきます。また、適切な職員教育などを実施していきます。

(4) スパイラルアップ

スパイラルアップとは、螺旋のように回りながら上がって目的を達成することです。バリアフリー新法では、Plan（計画）・Do（実施）・Check（検証）・Act（見直し）のスパイラルアップが位置付けされています。

本格的な高齢社会が到来し、ユニバーサルデザインの考え方が浸透する中、バリアフリー化を進めるため、基本構想作成に関わった、高齢者・障害者等の当事者、一般市民、学識経験者、関係事業者及び行政の参加のもと、特定事業の進捗状況管理、検証評価、基本構想の見直し等を行うためのあらたな協議会等を立ち上げて検討し、段階的・継続的な取り組みに努めていきます。

